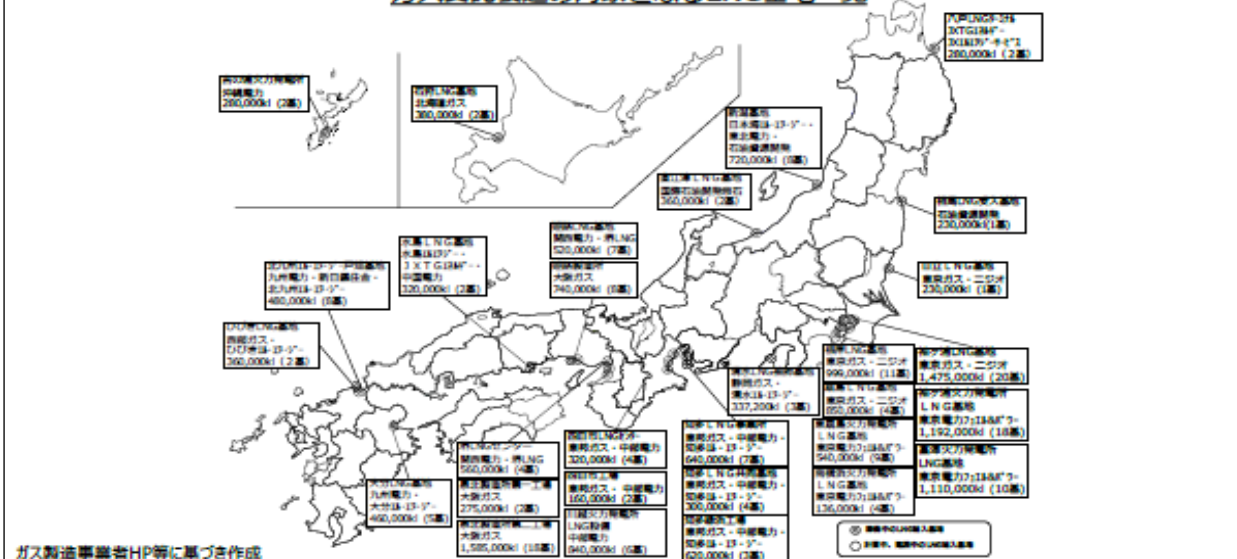


《参考 1：電力・ガス取引監視等委員会 制度設計会合資料》

LNG基地第三者利用の状況

- 2017年4月より、LNG基地の第三者利用が制度化され、ガス製造事業者（ガスの製造に供するタンク容量20万kL以上のLNG基地を維持、運用する事業者）は受託製造約款を届け出ることが義務づけられた。
- 昨年12月末時点において第三者によるガス製造事業者への利用申請は2件であり、今後基地利用の促進を通じて、ガス市場の活性化を図っていく必要がある。

ガス受託製造の対象となるLNG基地一覧



《参考 2：適正なガス取引についての指針》

III 製造分野における適正なガス取引の在り方
 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 (1) LNG基地の第三者利用
 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
 ① LNGタンクの運用
 LNG基地を維持し及び運用する事業者（ガス製造事業者及びその他LNG基地事業者のことを指し、以下「LNG基地事業者」という。）が、LNGタンクの運用において、第三者とタンクの容量を共有した上でLNGの貸借を行うなどしてタンク容量を活用する方式を採用すること等によりガスの製造を積極的に受託することは、LNG基地の利用を促進するものであり、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

② その他LNG基地の第三者利用等
 その他LNG基地事業者等は、その他LNG基地等の第三者による利用に当たって、以下のような対応を採ることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

- その他LNG基地事業者が、第三者がその他LNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確にするための要領等を策定すること。
- その他LNG基地事業者が、その他LNG基地の設備容量及び現行の運用状況や将来の運用に関する予定（予想）など余力を推定するに十分な情報を公開すること。
- LNG基地事業者が、利用の申出を拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知すること。
- LNG基地事業者が、利用希望者と利用に関する契約の締結に至った場合、競争上の地位、利用者の承諾など法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件（取引数量、利用期間等）を契約締結から一定期間を経た後で公表すること。
- 熱量調整設備や付臭設備等が設けられていないその他LNG基地について、近傍に別の事業者の保有する熱量調整設備や付臭設備等がある場合には、当該その他LNG基地を保有している事業者と、当該熱量調整設備や付臭設備等を保有している事業者が相互に連携し、第三者利用に応じること。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
 ① 第三者利用の不当な拒否
 ガス製造事業者が、正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、経済産業大臣によるガス受託製造の実施命令の対象となり得る（ガス事業法第89条第5項）。

LNG基地事業者が、当該基地を利用する以外に事業活動を行うことが事実上困難な自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるガス小売事業者等からの利用の申出に対して、他の事業者に利用させることが可能な状況において、不当にこれを拒絶し又は不当に交渉期間を引き延ばすこと等により事実上利用を拒絶し、当該ガス小売事業者等の事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

4② ガス製造事業者¹に該当することとなるタンクの要件について

- 前述のとおり、LNG船については、タンク容量が12万kl以上のものが主流であるが、近年は更に大型化が進んでいることに加え、LNG基地におけるタンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）は60%程度であることが一般的。
- この点、大型LNG船のタンク容量の最小値である12万klを、LNG基地におけるタンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）の平均値（約60%）で除したところ、その値は20万klとなることから、ガス製造事業者¹に該当することとなるタンクの要件については、その容量が20万kl以上であることとしてはどうか。
- また、改正ガス事業法において、LNG基地の第三者利用制度を設けた趣旨は、小売全面自由化に際して、ガス小売事業者間の競争を促進するためである。
- このため、専らLNG火力発電所用のLNG基地など、ガス事業の用に供される導管と直接接続されていないがゆえに、ガス小売事業者間の競争促進に資することが想定されないLNG基地については、ガス製造事業者¹に該当しないものとして整理してはどうか。

《参考4》

ガス事業法第107条（電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん及び仲裁）

ガス事業者及びガス事業者（ガス製造事業者を除く。）に対するそのガス事業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者（第三項において「ガス事業者等」という。）の間において、ガスの取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この条において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に対し、あっせんを申請することができる。

電力・ガス取引紛争処理マニュアル

(2) ガス事業法上のあっせん

オ LNG基地の第三者利用に関する契約等

前述の通り、ガス事業者の供給ガスの主原料となる天然ガスは、主としてLNGの海外からの輸入に依存していることから、ガスの導管網は、LNG基地を中心として需要地に広がる形で敷設されている。このため、国産天然ガスの供給を除いて、ガス事業者がガス小売事業及びガスの卸売事業を行うに当たっては、LNG基地を起点としてこれらの事業を行っている。しかし、LNG基地の建設には、多額の費用と長期間を要することに加え、大規模需要地の周辺の沿岸では、土地の確保が困難であるなど、建設が容易ではない。このため、LNG基地を保有又は運営する事業者（ガス製造事業者を含む。以下「LNG基地事業者」という。）が、自らのLNGを貯蔵してもなお貯蔵余力がある場合には、ガス小売事業者やガスの卸売事業を行うガス事業者（以下「LNG基地利用者」という。）の求めに応じて当該LNG基地利用者のLNGを貯蔵し、ガスを製造する方法がある。このような方法を利用する場合には、LNG基地事業者とLNG基地利用者との間で、当該LNG基地の第三者利用（ガス受託製造を含む。）に関する契約等を締結する必要がある。このような場面における、LNG基地の第三者利用に関する契約等に関する紛争は、ガス事業法上のあっせんの対象となる。

2) ガス事業法上の仲裁

ガス事業者等¹の間のガスの取引に係る契約等について、ガスの取引に係る契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときに、仲裁の申請を行うことができる（ガス事業法第107条第3項）。

具体的には、例えば、卸取引に係る契約等、ガスの導管の接続に係る契約等、ガスの導管の接続に付随する契約等、託送供給等に関する契約等、LNG基地の第三者利用に関する契約等に関する紛争が委員会の仲裁の対象となる。

あっせんとは異なり、これらの契約等について、一方がガスの取引に係る契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、又は協議が整わないときは、委員会の仲裁の対象とはならない。

2③一般ガス事業者の更なる経営効率化を促しつつ、 小売全面自由化を遅滞なく施行するための託送供給料金の審査の在り方について

- 一般ガス導管事業者が託送供給料金を算定するに当たっての原価の範囲は、前頁までに整理したとおりであり、国がこの原価の妥当性を確認するに当たっては、費目ごとに個別に審査することが原則。
- 他方、電気事業と異なり、今般の都市ガスの小売全面自由化に当たっては、中小事業者を含めた100者超の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされること、国民からの期待も踏まえ、①平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要があることや、②託送供給料金を早期に確定させ、新規参入者の予見可能性を高める観点からは、「低廉な託送供給料金の実現を図りつつ、規制コストを一定程度軽減することができる現実的な査定方法」により、託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査に臨むことが必要であり、この審査の在り方が論点となる。



【論点】

- 今般の都市ガスの小売全面自由化に伴い、100者超の多数の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる場合における審査の在り方が論点
- これを検討するに当たっては、以下の点に留意することが必要
 - ✓ 低廉な託送供給料金の実現を図ること
 - ✓ 規制コストを一定程度軽減すること

2③一般ガス事業者の更なる経営効率化を促しつつ、 小売全面自由化を遅滞なく施行するための託送供給料金の審査の在り方について

- 規制コストを一定程度軽減しつつ、併せて低廉な託送供給料金を実現する観点からは、一定の費目について事業者間で比較査定を行うことにより、経営効率化が進んでいない事業者に対して更なる経営効率化を求める査定方法である「ヤードスティック方式」を採用することが有効である。
- この点、13頁以降の資料のとおり、ガス事業においては、経営効率化が進展している一般ガス事業者が相当程度存在することから、今般の託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査を行うに当たっては、義務的に課される租税課金等の比較査定には適さない費目以外の費目については、経営効率化が進展している一般ガス事業者と、経営効率化が遅れている他の一般ガス事業者とを比較査定することにより、全ての一般ガス事業者に対して経営効率化を求める審査方法を採用することとしてはどうか。（＝比較査定に適した費目については、規制コストの軽減を図りつつ、多数の事業者を一度に審査することができる「ヤードスティック方式」を採用）
- また、小売全面自由化後も都市ガス導管網の整備を促進する観点からは、減価償却費等の設備投資に関連する費目については、その事業者に見合った適正な設備形成が図られ、かつ、これに無駄がないかどうかを個別に審査することが適当であり、他の事業者との比較査定を行うことにより、原価算入が許容される費用が一律に減額された結果、必要な都市ガス導管網の整備が進まなくなることは適当ではない。^(注1)
- このため、こうした費目については、義務的に課される租税課金等の比較査定には適さない費目と同様、個別に審査を行うことにより、経営効率化が進展している一般ガス事業者を含め、個々の事業者に見合った適正な費用が算入されているかどうかを確認することとしてはどうか。（＝比較査定に適さない費目については、個別にその費用の妥当性を審査）^(注2)（次頁に続く）

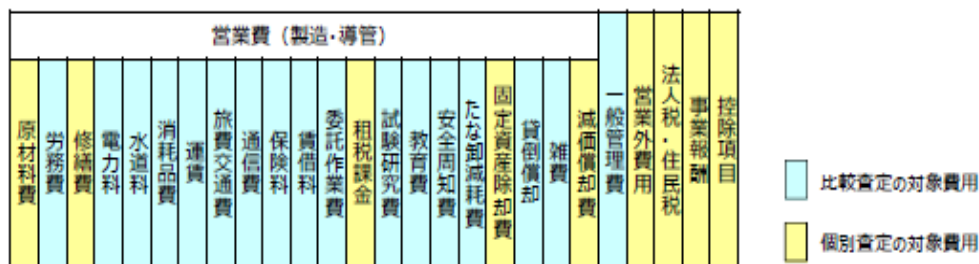
(注1) 電気事業における託送供給等料金に係る審査要領においても、減価償却費等の設備形成に係る費目については、比較査定の対象とはされていない。

(注2) 事前認可申請に係る託送供給料金の審査の在り方については、今後、国は、行政手続法の規定に基づき、「審査基準（審査要領）」を定めることとなるが、これは、事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者にとって公平なものとする必要があることから、上記の審査方法については、事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者に対して適用することとする。

11

2③一般ガス事業者の更なる経営効率化を促しつつ、小売全面自由化を遅滞なく施行するための託送供給料金の審査の在り方について

- 前頁の審査方法は、同じ期間内に多数の事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされるという特殊性を踏まえた特例的なものであり、小売全面自由化後、一般ガス導管事業者が託送供給料金の値上げをしようとする場合には、こうした特殊性に配慮する必要がないことから、現行の「一般ガス事業供給約款料金審査要領」に準じ、各費目を個別に審査することとなる。また、前頁の方法で審査された場合においても、導管部門に係る利潤が必要以上に積み上がっていないかなど、事後規制については引き続き厳格に行うことが前提。
- なお、一般ガス導管事業者の総原価のうち、その妥当性を個別に審査するものと、比較査定を行うものの別については、以下のとおりとなる。

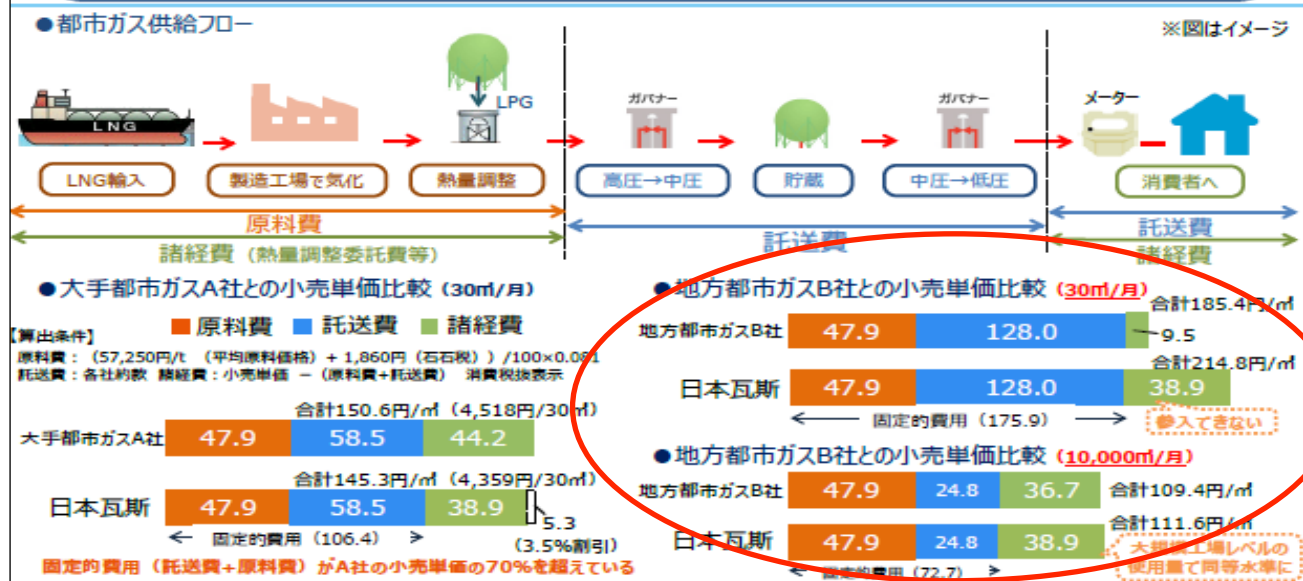


(注1) 比較査定の対象費用については、国が個別にその費用の妥当性を確認するものではなく、あくまで、他の事業者との比較において、当該事業者にとって妥当な水準とされたものである。
 (注2) 個別査定の対象費用と比較査定の対象費用の割合は、概ね6:4である。

《参考6》

規制改革推進会議投資等WG資料

1. 託送業務原価構成の見直しと託送費比率の適正化



託送費にかかる業務等の一部を小売経費にかかる業務に移行してほしい

託送費の個別査定に加え、ガス使用量によってばらつきが生じている小売単価と託送費の比率を整えてほしい